

西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線 用地測量等説明会 に関する主なQ&A

※説明会開催時の全体質疑や個別質疑等で多かった質問を主なQ&Aとしてまとめています。

質問	回答
■道路設計・測量等に関すること	
石神井川から向台小学校まで高低差があり、道路築造のイメージがわからないが、測量の結果、都市計画道路の幅員や形状が変更となることはあるのか。また、高低差がある部分について、法面や擁壁等の補償はあるのか。	縦断・横断方向の測量を行い、幅員16m道路で設計を進めていきます。築造工事に伴う法面等の補償については、状況に応じて検討させていただきます。
用地測量はいつからか。	路線測量は8月以降実施し、用地測量については令和7年以降進めていく予定です。
立会い回数は何回か。	最大3回を予定していますが、ご都合が悪い場合は個別に対応させていただきます。
立会いは、隣接者全員と立会いを行うのか。	原則は隣接者全員での立会いをお願いしますが、適切な確認ができるよう個別の対応も検討させていただきます。
法務局で取得できる地積測量図は取得しているのか。	地積測量図については取得していますが、各自でお持ちの土地の図面等の資料をお持ちでしたら、立会い時にご持参願います。
立会いの日程調整の延期はできるのか。	ご都合が悪い場合や長期間不在となる場合は、事前にご連絡ください。個別に対応させていただきます。
境界立会いの通知について、10日程度前では直前すぎるので、せめて2週間前にしてほしい。	ご希望に添えるよう対応させていただきます。
自宅の敷地のどの辺を通るのか、いつ頃わかるようになるのか。買収面積や残地面積はいつわかるのか。	令和6年度から2年掛けて路線測量及び用地測量を実施し、用地測量の段階で敷地内に都市計画線の位置の標示を行います。その後、測量図を作成し、買収面積及び残地面積がわかります。最終的には、事業認可取得後に土地所有者の方から申請をいただき、各面積について情報提供させていただきます。
承諾書や土地境界確認書の写しはいただけるのか。	承諾書や土地境界確認書の原本は市で保管しますが、写しがほしいという方については個別に対応させていただきます。
■用地買収・補償に関すること	
今後土地の売却をする場合には制限がかかるのか。	都市計画道路に建物を建築する際は都市計画法上の制限がかかりますが、事業認可取得後も売買は可能となります。売買時期がわかり次第、事前にご相談をお願いします。
不動産を所有しており、借家人への立退きについては市から説明していただけるのか。	土地所有者、建物所有者及び借家人等を対象とした用地補償説明会を開催し、説明させていただきます。
残地が活用できない場合について、具体的に教えてほしい。	基本的には、金銭で補償させていただきますが、警視庁協議等で、現道と都市計画道路の接続で見通しが悪くなる場合等は残地を買収させていただくこともあります。
物件調査はいつ頃を行うのか。	事業認可取得後、用地補償説明会を開催し、その後、建物の物件調査を行ったうえで補償させていただきます。
■その他（スケジュールなど）	
用地取得や整備完了時期を教えてください。	路線測量及び用地測量が完了し、道路設計の中で事業計画を試算する予定ですが、他路線の状況を鑑みますと、事業認可を取得してから10年程度期間を要している場合がございます。
事業認可取得した際に、その旨を住民に説明していただける機会はあるのか。	事業認可取得に関する説明会は予定していませんが、事業認可取得後に市のホームページでご案内します。
事業認可を取得した後、用地買収までの期間を教えてください。	令和7年度に事業認可を取得し、令和8年度以降、用地補償説明会を開催し、土地鑑定や物件調査を行い、用地買収・補償を進めていきます。また、早期に買い取ってほしいという意向がございましたら、事前にご相談ください。